

鋸南町男女共同参画推進計画

みんなでつくる

自分らしく輝くまち・鋸南



令和4年3月

はじめに

我が国では、「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会の実現を21世紀における最重要課題としています。

また、人口減少や少子高齢化の急速な進展といった社会・経済情勢の変化や、激甚化する災害や新型コロナウイルス感染症の流行など、暮らしを取り巻く環境は大きく変容しています。

他方、国際情勢においては、2015年に国連で採択された「持続可能な社会・経済・環境」を目指す指標の「SDGs」の中で「男女平等と女性の意思決定過程への参画・能力発揮」を重要なテーマとしています。

本町では、このような社会情勢に適応していくため、令和3年度から令和7年度までの男女共同参画推進の指針となる「鋸南町男女共同参画推進計画」を策定いたしました。

本計画では、「みんなでつくる自分らしく輝くまち・鋸南」を基本理念とし、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに喜びや責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮し、一人ひとりが自分らしい生き方を実現できるような取組を定めました。

男女共同参画社会の実現には、町行政のみの取組で実現できるものではなく、町民の皆様や事業者の皆様一人ひとりが、男女共同参画の必要性を理解し、意識を持って行動していただく必要があります。

今後は、基本理念の実現に向けて、皆様とともに本計画に基づき取り組んでまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、男女共同参画推進委員会委員の皆様をはじめ、本計画の策定に当たり御尽力いただきました方々に心より感謝申し上げます。

鋸南町長 **白石 浩和**



目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. これまでの経緯	3
3. 計画の位置付け	5
4. 計画の期間	5
5. 男女共同参画を取り巻く鋸南町の状況	6
第2章 計画の構成	13
1. 計画の体系	13
2. 基本理念	14
3. 基本目標	15
第3章 計画の内容	16
1. 重点的に取り組む施策	16
2. 女性活躍推進とDV防止の内容を含む施策	16
3. 内容	17
基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現に向けた基盤づくり	17
基本目標Ⅱ あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり	20
基本目標Ⅲ 健康で安心・安全な地域づくり	24
第4章 計画の推進体制	29
1. 計画推進のための役割	29
2. 計画の進行管理	30
第5章 関連資料	31
策定経過	31
鋸南町男女共同参画推進委員会設置要綱	32
鋸南町男女共同参画推進委員会委員名簿	33
関連法令	34
男女共同参画政策に関する国内外の動き	58

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

町の最上位計画である「鋸南町総合計画」では、「みんなでつくる 三ツ星のふるさと・鋸南」を町の将来像に掲げ、基本目標2の中で、一人ひとりの人権が尊重され、安心した社会生活を送れるような、共生社会の構築を目指しています。

国際情勢では、平成27年に国連で採択された持続可能な目標（SDGs^{※1}）において、「ジェンダー^{※2}平等の実現」を目標のひとつとしています。

「鋸南町総合計画」やSDGsの考え方を踏まえ、町における男女共同参画に関する取組を総合的かつ効果的に推進するため、「鋸南町男女共同参画推進計画」を策定するものです。

※1 SDGs

SDGsとは、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年から令和12年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国のSDGs推進本部が令和元年に決定した「SDGs実施指針改定版」では、地方自治体の様々な計画にSDGsの要素を反映することなどが期待されています。

持続可能な開発目標（SDGs）の概要



資料：国連広域センター

※2 ジェンダー（社会的性別）

「社会的・文化的に形成された性別」のことをいいます。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がありますが、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

2. これまでの経緯

(1) 国の取組

我が国における男女平等の取組は、昭和50年に国際連合が設けた「国際婦人年」に始まり、昭和60年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准するなど、国際社会の動きとして進められてきました。

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成12年にこの法律に基づく最初の国の計画として、「男女共同参画基本計画」が閣議決定されて以降、様々な施策が進められてきました。

平成16年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の改正法、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、国の重要施策として男女共同参画が大きく取り上げられる機会が増えています。

こうした中、令和2年に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、目指すべき社会として次の4つを提示し、その実現を通じて男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力のある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包括的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にする取組を行い、国際社会と協調する社会

(2) 千葉県の取組

県においては、平成13年に「男女共同参画社会基本法」に基づく初めての法定計画である「千葉県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組を進めてきました。

その後、平成14年に「千葉県女性サポートセンター」を開設し、平成18年に「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」を策定しました。

令和3年に「第5次千葉県男女共同参画計画」を策定し、国の計画を勘案しつつ、SDGsの考え方を踏まえ、次の7つの施策を重点的に取り組むこととしています。

- ①ワーク・ライフ・バランス^{※3}（仕事と生活の調和）の普及促進
- ②子育て・介護への支援
- ③地域活動における男女共同参画の促進
- ④政策・方針決定過程への男女共同参画の促進
- ⑤DV^{※4}・児童虐待（しつけと称する体罰含）等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援
- ⑥防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の推進
- ⑦あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進

※3 ワーク・ライフ・バランス

「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことをいいます。

仕事と生活の調和が実現した社会とは、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会とされています。

※4 DV（ドメスティック・バイオレンス）

「配偶者、元配偶者や恋人などパートナーからの暴力」のことをいいます。身体的暴力だけでなく、言葉による暴力や経済的な締めつけ、性的行為を強要する、避妊に協力しないといった性的暴力など、あらゆる形の暴力が含まれます。

3. 計画の位置付け

(1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」としての位置付け

各分野での基本方針との連携を図り、国や県の考え方を踏まえた町における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。

(2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」としての位置付け

女性の職業生活における活躍の推進及びワーク・ライフ・バランスに関する施策について、町における推進計画として位置付け、本計画と一体的に策定します。

※推進計画の該当部分

基本目標Ⅰ	基本的な課題（1）	施策1、3
基本目標Ⅱ	基本的な課題（1）	施策1、2、3
	（2）	施策1、2、3、4
	（3）	施策1、2、3
基本目標Ⅲ	基本的な課題（3）	施策1、3

(3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」としての位置付け

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策について、町における基本計画として位置付け、本計画と一体的に策定します。

※基本計画の該当部分

基本目標Ⅲ	基本的な課題（2）	施策6、7、8、9
-------	-----------	-----------

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、上位計画である「第5次千葉県男女共同参画計画」や「鋸南町総合計画（前期基本計画）」の計画終了時期と合わせ、令和4年度から令和7年度の4年間とします。なお、計画期間についても社会及び経済状況などの変化や計画の進捗状況に応じて、見直しを検討します。

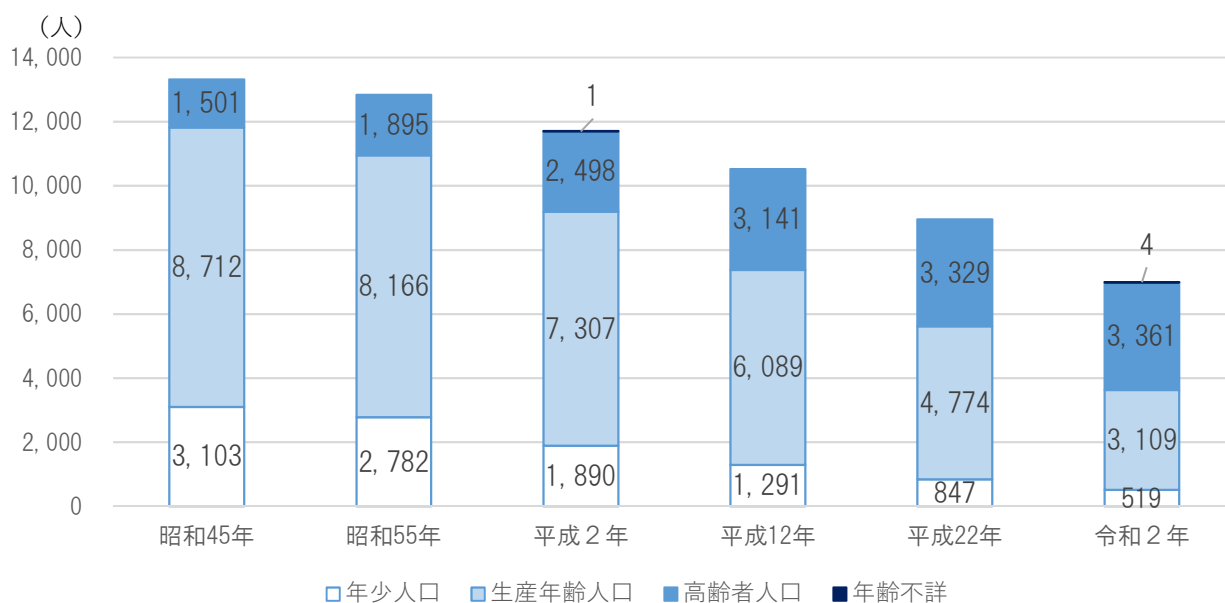
5. 男女共同参画を取り巻く鋸南町の状況

(1) 総人口の推移（鋸南町）

国勢調査による令和2年の町の人口は、6,993人で、一貫して減少傾向が続いています。15歳未満の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少を続ける一方、65歳以上の高齢者人口は増加を続けています。

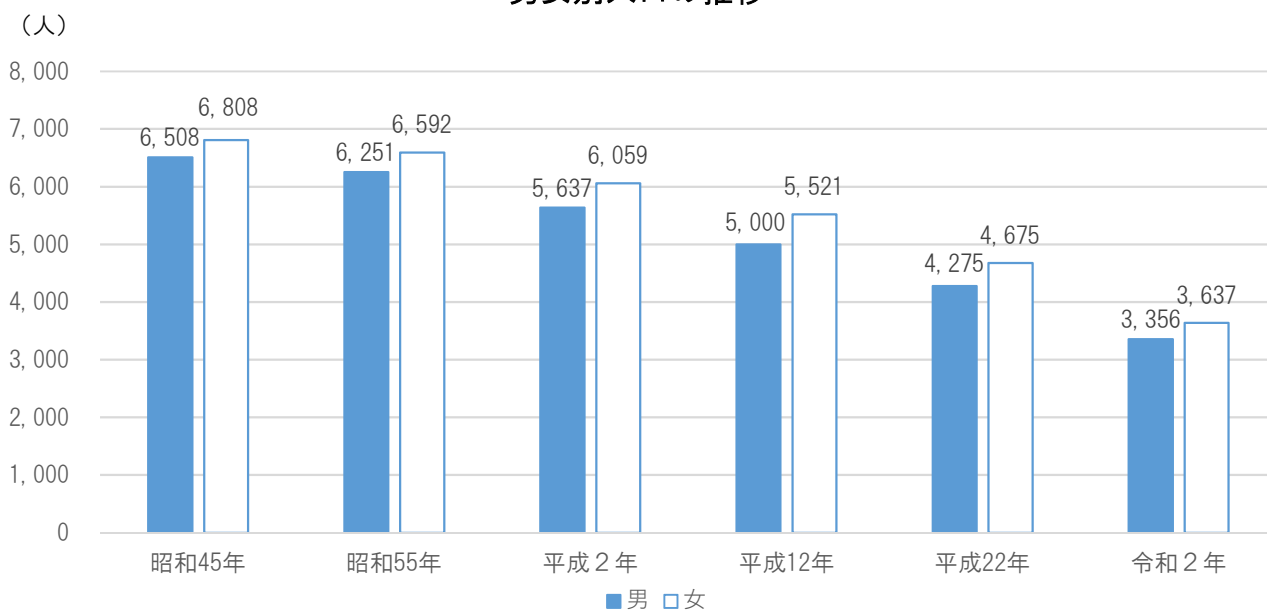
また、男女別の人口は、どの年も女性の方が多くなっています。

年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

男女別人口の推移



資料：国勢調査

(2) 少子高齢化・将来人口推計（鋸南町）

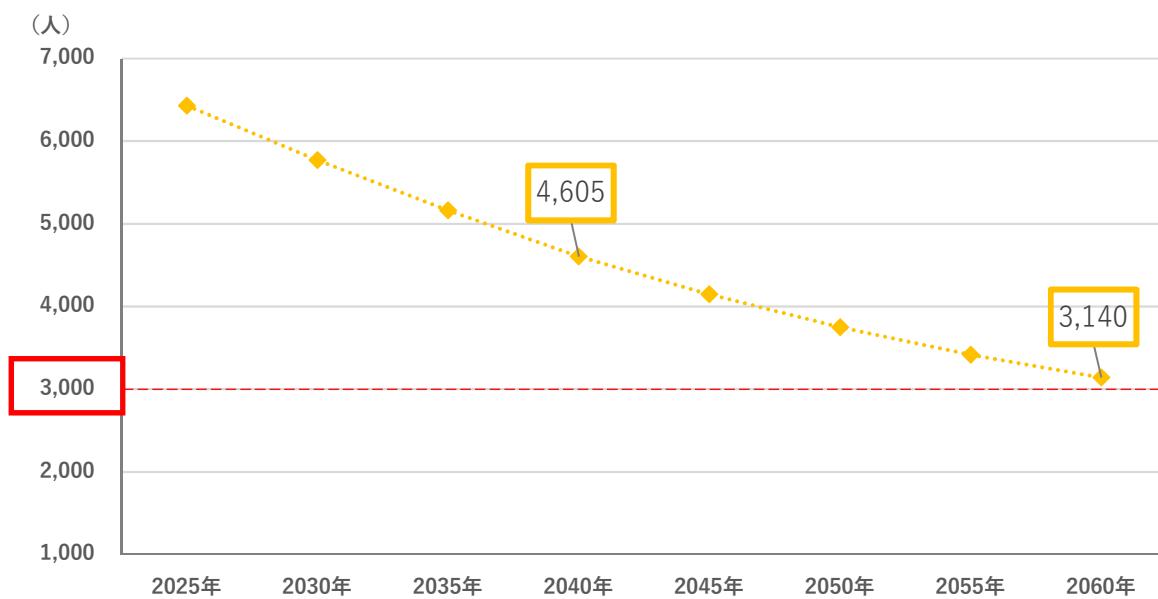
現在、町の人口は急速な減少を続けています。さらに、平成27年国勢調査では、高齢化率（年齢不詳を除く総人口に占める65歳以上の割合）が43.6%と、町民の10人に4人が65歳以上となっており、少子高齢化が深刻です。こうした状況に対し、「鋸南町人口ビジョン」を平成27年に策定、令和2年に改訂し、将来人口の試算結果を示しています。

町では、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンの仮定条件を参考とした推計（努力水準）の仮定による将来人口推計を町の目標としています。この仮定の考え方では、2060年で人口3,000人を維持し、高齢化率は41.0%程度になると推計されます。

町が採用した将来人口推計

- 出生の仮定 合計特殊出生率が、2030年に1.80、2040年に2.07（人口置換水準）まで上昇し、その後2.07で推移する。
- 移動の仮定 2020年以降、移動（純移動率）が徐々に縮小し、2040年以降ゼロ（均衡）で推移する。

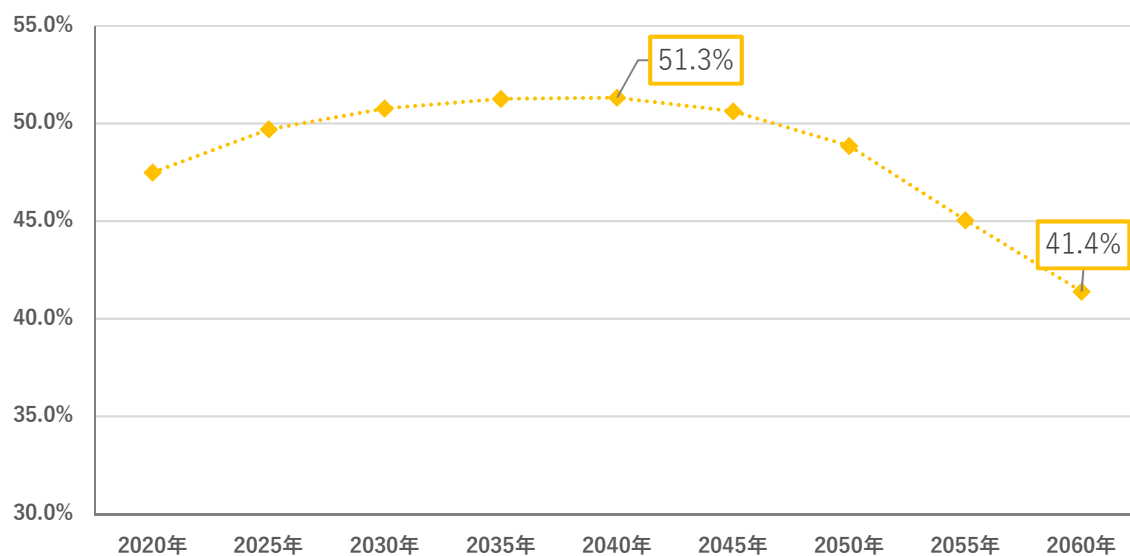
将来人口推計



	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
人口	7,171	6,428	5,769	5,163	4,605	4,146	3,747	3,414	3,140

資料：鋸南町人口ビジョン

高齢化率



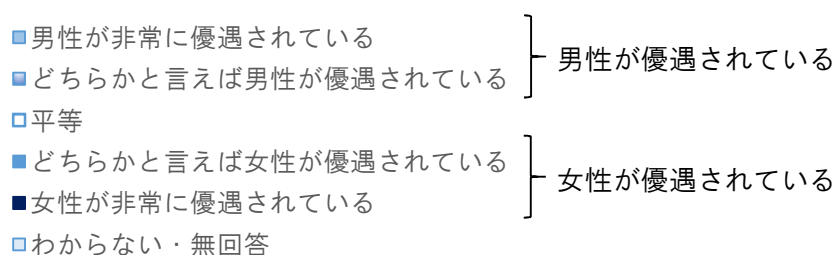
資料：鋸南町人口ビジョン

(3) 男女の平等意識（千葉県）

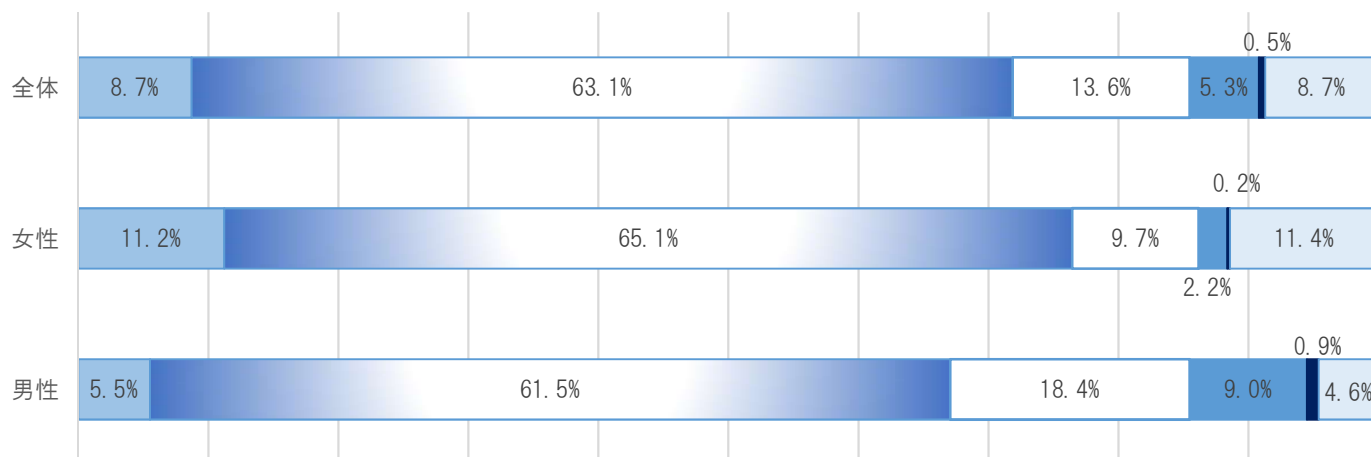
県が行った男女平等意識についての調査では、どの分野においても、『男性が非常に優遇されている』と『どちらかといえば男性が優遇されている』を足した『男性が優遇されている』が、『女性が非常に優遇されている』と『どちらかといえば女性が優遇されている』を足した『女性が優遇されている』を上回っています。特に、『男性が優遇されている』分野は、「(キ) 社会通念・慣習で（風潮・しきたり等）」が最も高くなっています。

『平等』と思う分野は、「(エ) 学校教育の場で」が最も高く、「(オ) 政治の場で」が最も低い状況です。町でも同様の状況が考えられます。

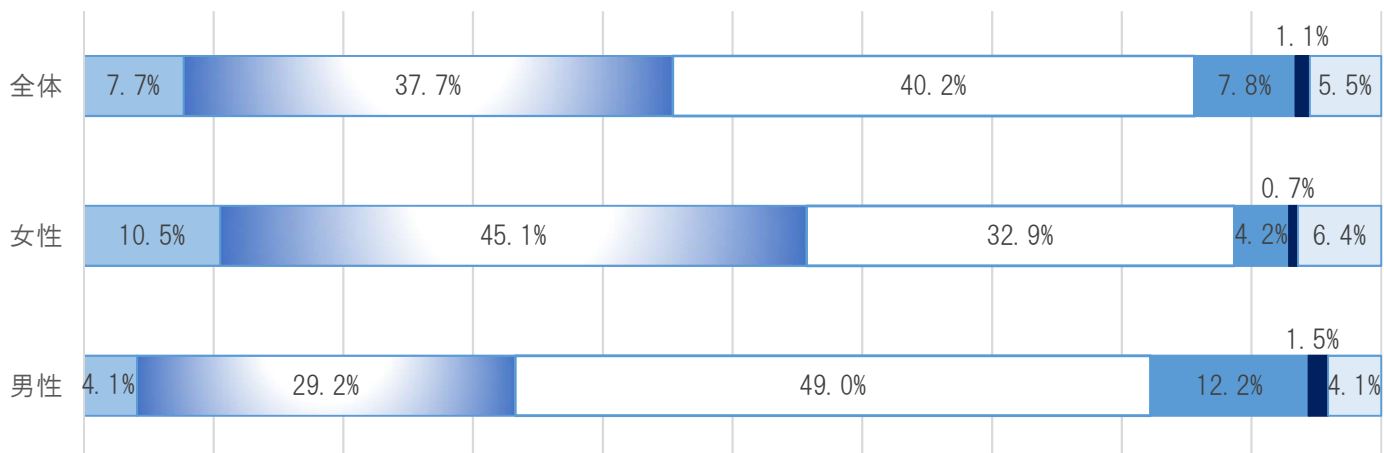
社会の様々な分野における男女の平等意識（千葉県）



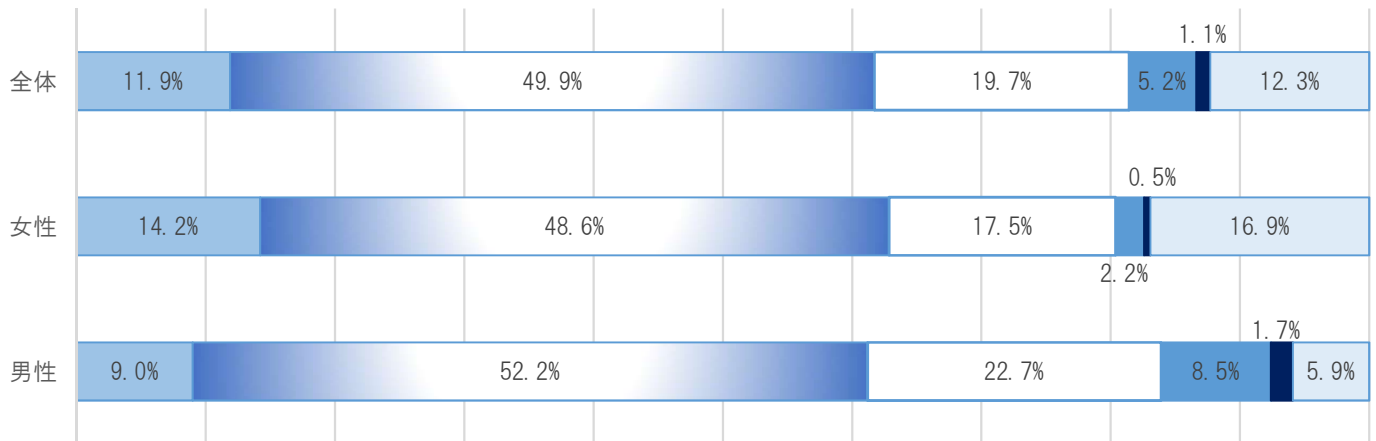
(ア) 社会全体で



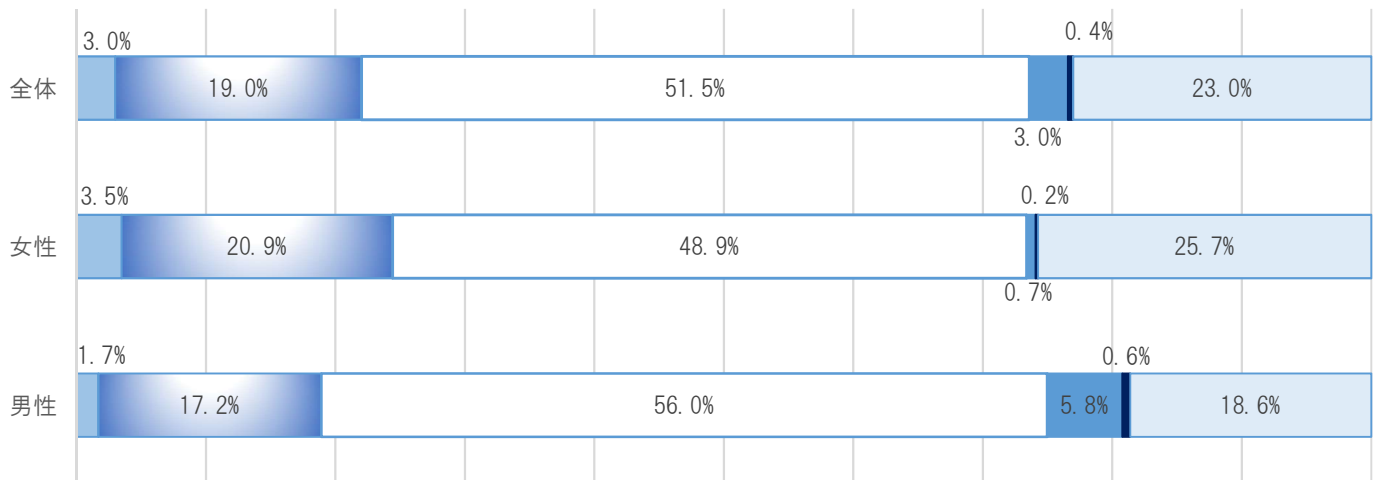
(イ) 家庭のなかで



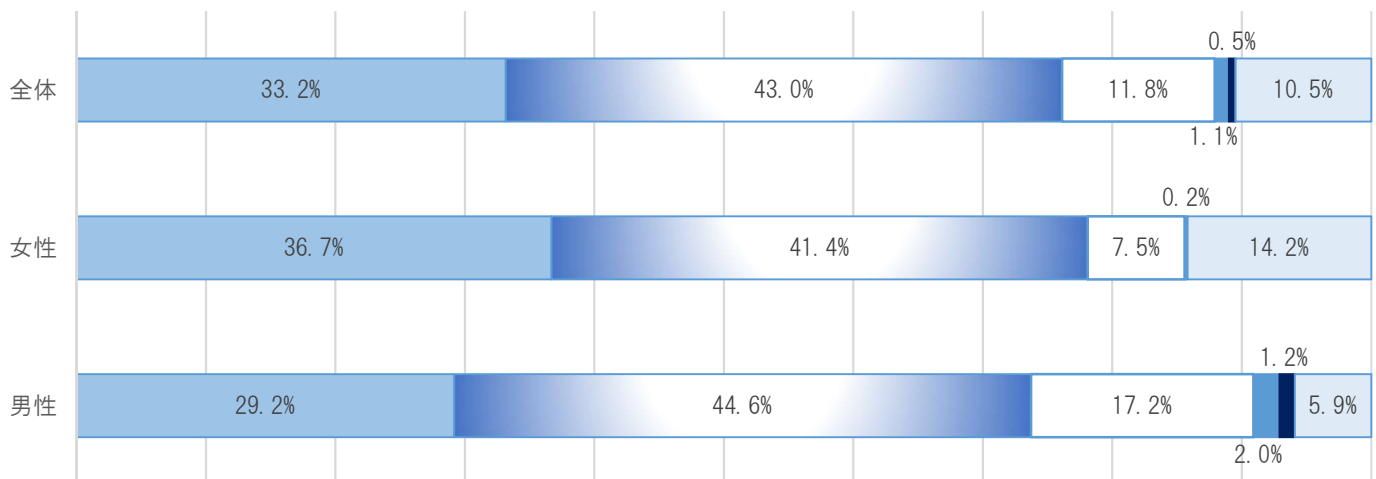
(ウ) 職場のなかで



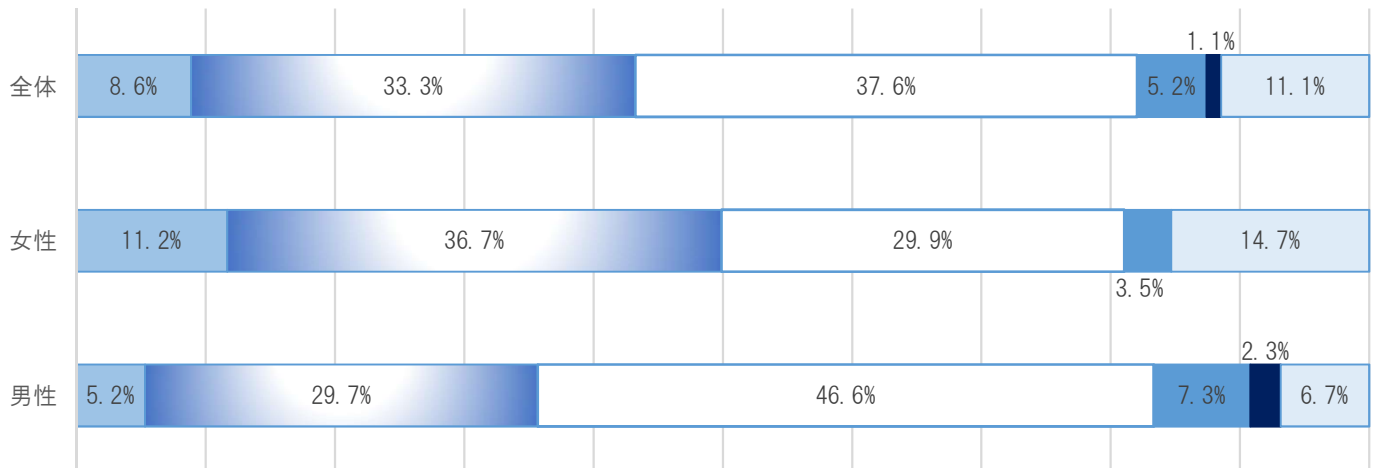
(エ) 学校教育の場で



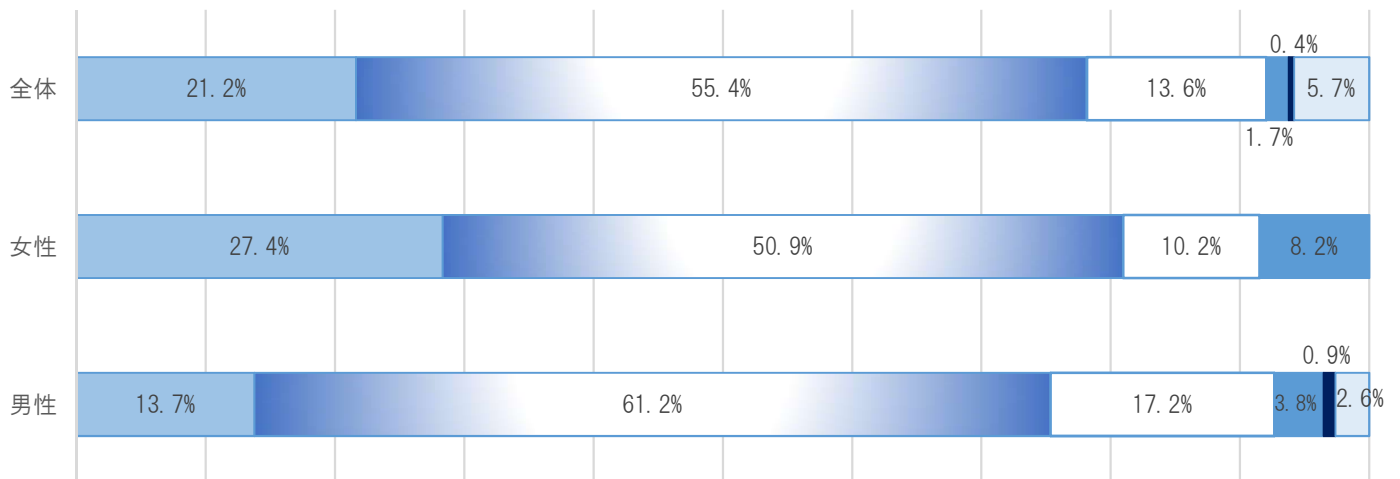
(オ) 政治の場で



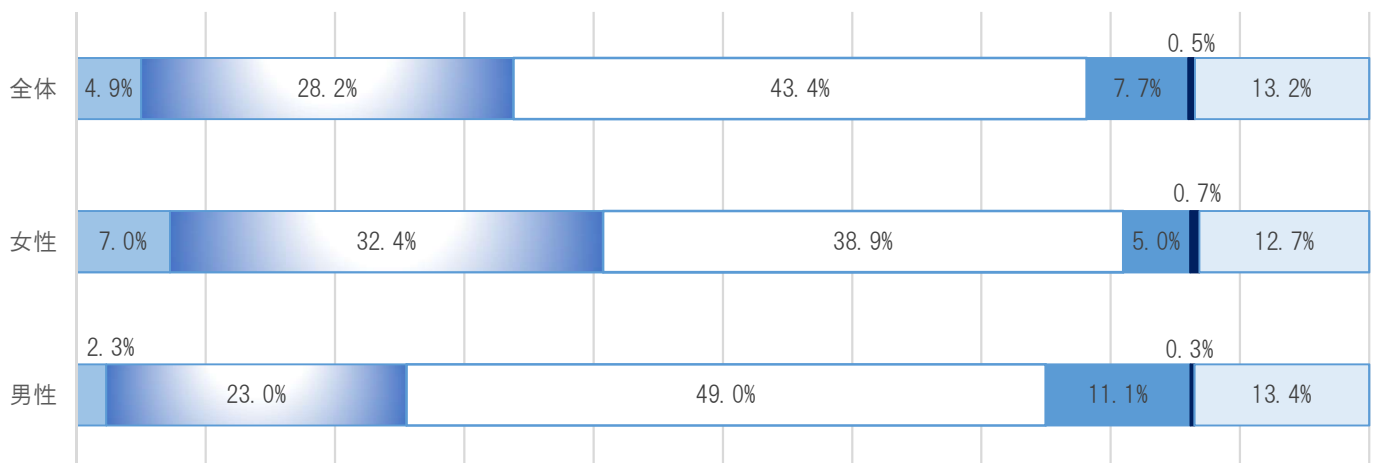
(カ) 法律や制度の上で



(キ) 社会通念・慣習で



(ク) 地域活動の場で（自治会・PTA・ボランティア等）



資料：千葉県「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」（令和元年）

(4) 女性の労働状況（鋸南町）

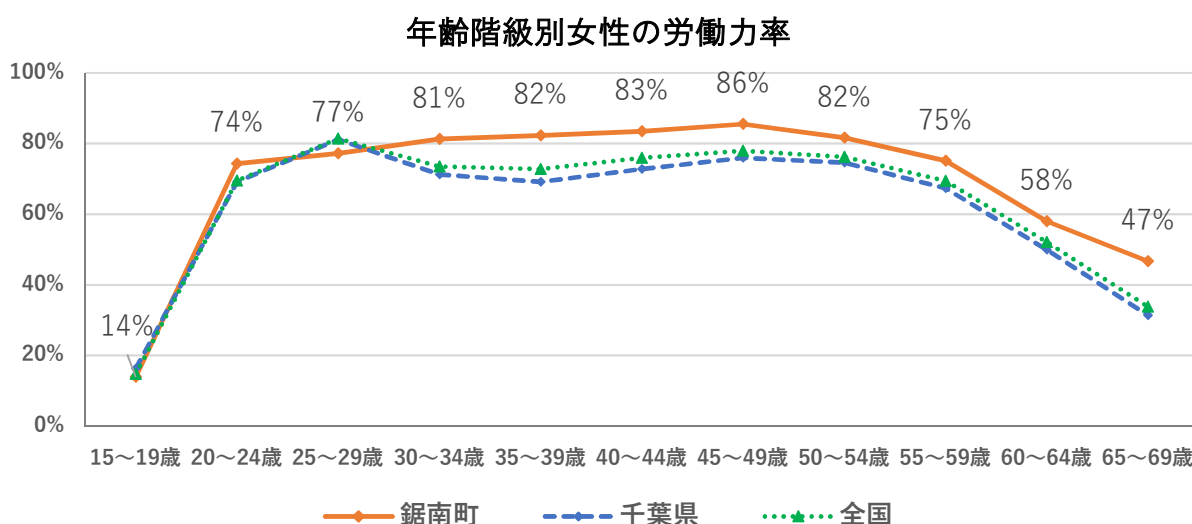
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行や、「労働基準法」、「育児・介護休業法」の改正をはじめとする就業に関する環境整備により、家庭と仕事の両立を図る取組が進められています。

平成27年度の女性の労働力率は、町と県、全国を年齢別に比較すると、15～19歳、25～29歳を除き全国値を上回っています。

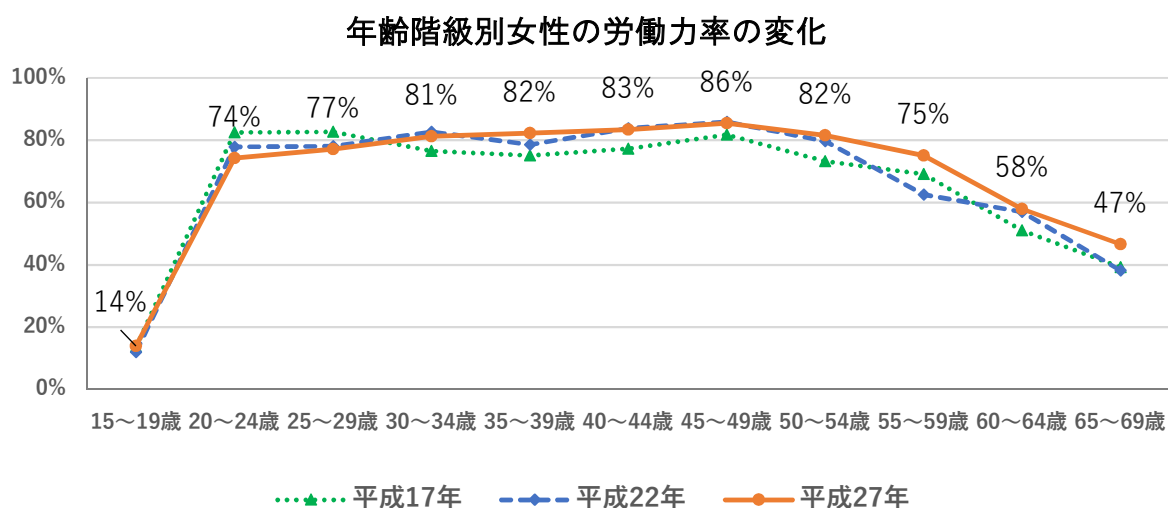
また、県値、全国値をみると、30～34歳の子育て期の女性の労働力率が落ち込む、いわゆるM字カーブ^{※5}を描いていますが、町ではM字カーブの状態が解消しています。

※5 M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳台を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になります。M字を描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことにありますが、国際的には、台形型に近くなっている国が多く見られます。



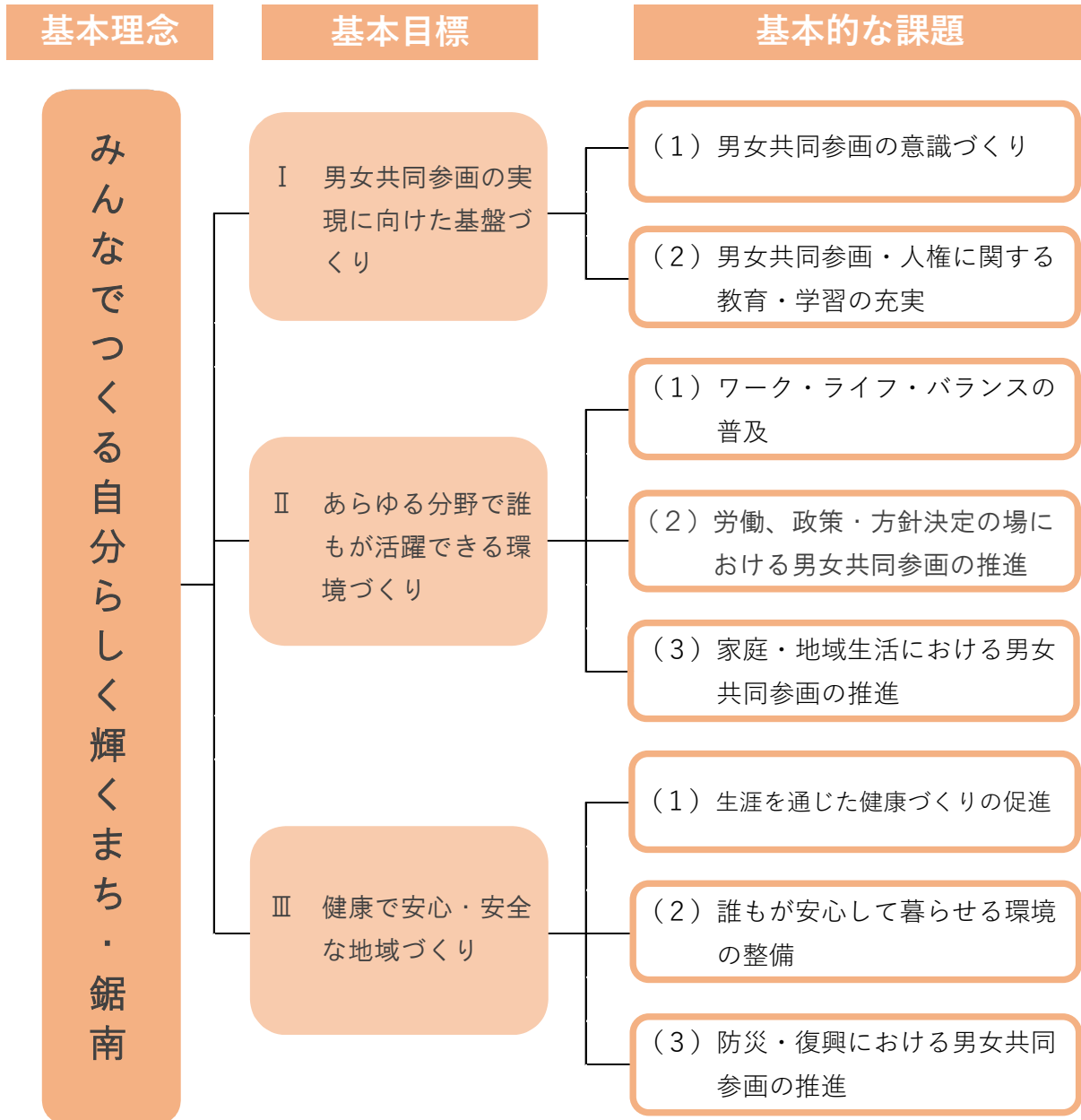
資料：国勢調査



資料：国勢調査

第2章 計画の構成

1. 計画の体系



2. 基本理念

みんなで作る自分らしく輝くまち・鋸南

男女共同参画社会基本法では、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」及び「国際的協調」の5つの基本理念を明らかにして、国、地方公共団体及び国民がこれらに関する取組を総合的かつ計画的に推進することを定めています。

本計画では、同法の基本理念と、「鋸南町総合計画」で掲げている町の将来像「みんなで作る 三ツ星のふるさと・鋸南」に基づき、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに喜びや責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮し、一人ひとりが自分らしい生き方を実現できる社会をみんな目指していけるよう、「みんなで作る自分らしく輝くまち・鋸南」を町の基本理念とします。

参考：男女共同参画社会基本法の基本理念

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

(3) 国際的協調

男女共同参画づくりのために、国際社会とともに歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

(4) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

(5) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動などができるようにする必要があります。

3. 基本目標

本計画では、次の3つの基本目標を設定し、町の男女共同参画を推進します。

(1) 男女共同参画の実現に向けた基盤づくり

男女が、固定的な性別役割分担意識^{※6}や無意識の思い込み^{※7}にとらわれることなく自分らしさを大切にできるよう、男女共同参画への意識づくりや、教育・学習の場の提供を目標とします。

(2) あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり

男女が互いに協力し、支え合い、仕事と生活の調和がとれ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、多様な価値観やライフスタイルに対応しつつ、男性も女性も個性と能力を発揮し、職場・家庭・地域のそれぞれの場で主体的に参画し、ともに活躍できる環境をつくることを目標とします。

(3) 健康で安心・安全な地域づくり

男女の個人としての尊厳が重んじられ、多様性を尊重し、誰もが自らの存在に誇りを持って、安心・安全にいきいきと暮らせるまちづくりを目標とします。

※6 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

※7 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

誰もが潜在的に持っている思い込みのことで、育つ環境や所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていくことをいいます。

第3章 計画の内容

1. 重点的に取り組む施策

より計画的に施策に取り組めるよう、県の取組を踏まえつつ、町が重点的に取り組む施策について次のとおりとします。

- ①男女共同参画意識の普及促進 (P18)
- ②千葉県男女共同参画地域推進員候補者の積極推薦 (P18)
- ③ワーク・ライフ・バランスの意識啓発 (P21)
- ④子育て支援サービスの充実 (P21)
- ⑤各種審議会・委員会の女性割合の増加 (P22)
- ⑥ボランティア活動の活発化 (P23)
- ⑦各種健診、がん検診などの推進 (P25)
- ⑧介護支援サービスの充実 (P27)
- ⑨DV・児童虐待を許さない意識啓発 (P27)
- ⑩「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知・啓発 (P28)

本文中には、**重点** と表記しています。

2. 女性活躍推進とDV防止の内容を含む施策

本計画は、女性の職業生活における活躍推進に係る「市町村推進計画」、DV防止に係る「市町村基本計画」として位置付け、本計画と一体的に策定します。

女性活躍推進及びDV防止の内容を含む施策について、次のように表記しています。

女性活躍推進
施策（番号）

DV防止
施策（番号）

3. 内容

基本目標 I

男女共同参画の実現に向けた基盤づくり

男女共同参画社会とは、日本国憲法にうたわれている個人の尊厳、男女平等の理念の実現を前提に、自分の存在に誇りを持つことができると同時に、一人の人間として敬意が払われる社会です。

そのような社会の実現のためには、男女共同参画の意識づくりや学童期における教育が重要といえます。男女共同参画の意識づくりを推進し、誰もが性別や年齢にとらわれず、自分らしい生き方ができる男女共同参画の視点に立ったまちづくりを目指します。

達成目標

指標	単位	現状値	目標値
千葉県男女共同参画地域推進員数 (鋸南町)	人	2	現状維持

関連するSDGs



(1) 男女共同参画の意識づくり

女性活躍推進
施策 1、3

現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、町民が男女共同参画について正しい知識を持ち、その必要性を理解することが大切です。

しかし、人々の意識の中にある「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識は、時代とともに変わりつつあるものの、解消できていないといけません。

こうした性別役割分担意識にとらわれず、すべての町民があらゆる場面で個性と能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画意識を定着させる啓発・広報活動が必要です。

具体的施策

No.	施策	事業の内容	担当課
1	男女共同参画意識の普及促進 重点	ホームページやSNS、広報誌などを活用し、男女共同参画に関する情報や国が定める男女共同参画週間について発信します。	総務企画課
2	男女共同参画センターで開催するイベントへの参加推進	ホームページやSNS、広報誌などを活用し、千葉県男女共同参画センターで開催するイベントの情報を発信し、参加を促します。	総務企画課
3	千葉県男女共同参画地域推進員候補者の積極推薦 重点	千葉県男女共同参画地域推進員候補者をホームページやSNS、広報誌などで募集し、積極的に県へ推薦します。	総務企画課
4	男女共同参画に関連する研修会への参加	男女共同参画に関連する研修会への積極的な参加を図ります。	総務企画課

(2) 男女共同参画・人権に関する教育・学習の充実

現状と課題

男女共同参画に対する意識を高めていくために、男女共同参画について考える場や学習する場を提供していくことが重要です。

学校教育においては、将来を担う子どもたちが自分と他者を大切に思い、ジェンダーにとらわれることなく認め合う男女共同参画の意識を育てるための教育が求められています。

また、町民へ男女共同参画の重要性を周知するためには、町職員一人ひとりが意識を持つことが大切です。町職員が男女共同参画について学習できるような機会が必要です。

具体的施策

No.	施策	事業の内容	担当課
1	男女平等・人権教育の実施	保育、教育施設で、男女平等・人権教育に取り組みます。また、人権教育を通して差別やいじめの防止に取り組みます。	教育課
2	多様な選択ができる進路学習の実施	固定的な男女別の職業観にとらわれない主体的な進路選択ができるよう取り組みます。	教育課
3	町職員への男女共同参画の意識啓発	町職員に男女共同参画についての重要性を周知し、一人ひとりが意識して行動できるよう意識啓発を図ります。	総務企画課

基本目標Ⅱ

あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり

家事や育児、介護などは家族全員の協力により担うべきですが、女性はそのほとんどを担うことが多く、負担がかかっていることから、家庭以外での女性の活躍が困難となっています。

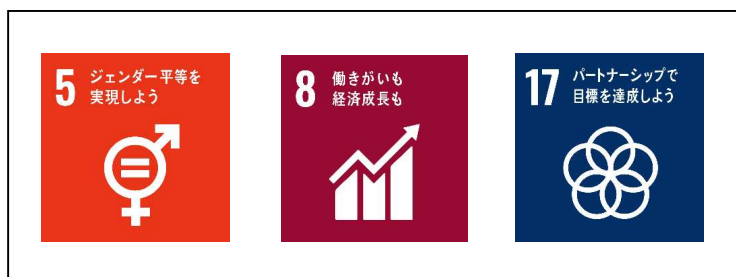
このことから、すべての女性が生き方に自信と誇りを持ち、あらゆる場面において活躍できる社会が必要とされています。

女性の活躍を社会全体で支援することは、男女がともに仕事と家庭生活を両立でき暮らしやすい社会の実現につながります。誰もがあらゆる分野で個性や能力を發揮できるよう、男女共同参画を推進します。

達成目標

指標	単位	現状値	目標値
各種審議会・委員会の女性の割合	%	19.4	40
保育所待機児童率 幼稚園一時預かり保育所待機児童率 学童保育所待機児童率	%	0	現状維持

関連するSDGs



(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・推進

女性活躍推進
施策1、2、3

現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、家族や職場、地域などの理解と協力が必要不可欠です。しかし、男性中心型労働慣行や長時間労働による仕事中心の生活スタイルにより、性別に関わらずワーク・ライフ・バランスをとることが困難となっています。

ワーク・ライフ・バランスをとることで、男女が対等な立場で相互に協力し合い、家庭生活・職業生活・社会生活との調和が図られた、男女がともに暮らしやすい社会の実現が求められています。

このような社会を実現するため、一人ひとりの働き方や暮らし方の意識の変革や職場における働き方改革の推進、子育てに関する支援サービスの充実が必要です。

具体的施策

No.	施策	事業の内容	担当課
1	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発 重点	ホームページやSNS、広報誌などを活用し、国の定めた憲章・行動指針を発信し、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発に努めます。	総務企画課 地域振興課
2	育児休業・介護休業制度の普及・取得促進	現在、町男性職員の育児休業取得実績がないため、男女が平等に育児休業を取得できることの普及・定着に努めます。また、育児休業・介護休業の取得割合を増加させます。	総務企画課
3	子育て支援サービスの充実 重点	子育て世帯を応援するため、現行の子育てに関する支援や経済的支援を継続するとともに、時代のニーズに合ったよりきめ細かな取組の展開を図ります。	保健福祉課 教育課

(2) 労働、政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

女性活躍推進

施策 1、2、3、4

現状と課題

すべての女性が、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することにより、あらゆる場面において活躍できることが重要とし、平成27年に「女性活躍推進法」が施行されました。

家庭以外での女性の活躍が困難な状況を社会全体で変えていき、職場などでの女性活躍が進むことは、男女がともに仕事と家庭生活を両立でき暮らしやすい社会の実現につながります。

また、施策や方針を決定する場で、男女の意見が等しく反映されるよう、様々な分野における意思決定過程への女性の参画を推進することは、男女共同参画社会の実現に繋がります。仕事と家庭を両立し、自身が持つ能力を發揮して働きたいと思う女性が活躍できるよう支援をしていくことが必要です。

一人ひとりが自身の生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に發揮できるよう労働・意思決定の場での男女共同参画の推進が求められています。

具体的施策

No.	施策	事業の内容	担当課
1	町内事業所への男女共同参画の周知・啓発	町商工会や関係機関・団体と連携し、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法の周知を図ります。また、国や県が実施している女性活躍支援実施企業への支援や表彰について周知を図ります。	地域振興課 総務企画課
2	農業への女性参加の推進	認定農業者などの家族経営協定の推進を図るとともに、女性の農業経営参加を推進します。	地域振興課
3	各種審議会・委員会の女性割合の増加 重点	女性の意見を積極的にまちづくりに反映し、自らの意思によりその個性と能力を十分に發揮できるよう各種審議会・委員会などへの女性登用に努めます。	総務企画課
4	町女性職員の管理職などへの登用促進・町女性職員採用者割合の増加	町女性職員の管理職への登用を推進し、男女問わず働きやすい職場環境の整備に努めます。また、ホームページやSNS、広報誌などを活用し、町職員採用試験において、男女ともに活躍できる職場であることを発信します。	総務企画課

(3) 家庭・地域における男女共同参画の推進

女性活躍推進
施策1、2、3

現状と課題

男女が平等に、家庭生活・職業生活・社会生活のバランスをとって参画できる環境づくりが求められています。

家庭生活においては、大人も子どもも誰もが家族の一員として参画し、男女がともに協力し合うことが重要です。子育て・介護についても、その負担が女性に集中することがないように、家族の支え合いが不可欠であり、安心して子育て・介護ができるよう地域社会全体で支えることが必要です。

社会生活においては、将来にわたり地域社会の活性化を図るため、意欲と能力を持った人が社会で積極的に活躍できる環境づくりが必要であることを認識し、地域における男女の活躍を推進していくことが重要です。町社会福祉協議会が有償ボランティアの活動を開始したことなどから、より一層のボランティア活動の活発化を目指すとともに、男女が協力し合って活躍できるよう推進することが求められています。

具体的施策

No.	施策	事業の内容	担当課
1	男性に対する家庭への参画意識啓発	町主催の講座や教室などを通じ、男性の家庭への参画を啓発するとともに、育児や介護、家事などの具体的方法について、男性が学習することを推進します。	教育課 保健福祉課
2	自治会への男女共同参画の周知・啓発	男女共同参画に関する情報を自治会に提供し、男性とともに女性が参画し、女性の意見が積極的に自治会に反映されるよう周知を図ります。	総務企画課
3	ボランティア活動の活発化	積極的にボランティア活動をしたいと考えている人が、男女ともに参画できるよう、ボランティアコーディネーターを配置し、一層のボランティア活動の活発化を目指します。	保健福祉課

重点

基本目標Ⅲ

健康で安心・安全な地域づくり

男女共同参画社会の実現には、男女が互いに理解し合い、人権を尊重することが必要ですが、あらゆる人が健康で安心・安全に生活できることが前提といえます。しかし、人生100年時代を見据えた健康支援やDVなどあらゆる暴力の根絶、災害による被害の最小限化など多くの課題が見られています。

また、障害があること、性的指向・性自認（性同一性）※⁸に関することなどを理由とした社会生活上の困難を抱えている様々な方についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりが求められています。

男女共同参画を推進することで、すべての人が健康で、暴力のない、災害対応力のある、多様性が尊重された安心・安全な地域づくりを目指します。

達成目標

指標	単位	現状値	目標値
特定健診受診率	%	21.7	65
DV被害発生件数	件	0	現状維持
町消防団における女性消防団員数	人	15	現状維持

関連するSDGs



※8 性的指向・性自認（性同一性）

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念をいいます。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシャル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシャル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシャル）などを指します。

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念をいいます。「こころの性」と呼ぶこともあります。

(1) 生涯を通じた健康づくりの促進

現状と課題

男女が互いの心と体の性差を理解し合い、思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会の形成に当たっての前提といえます。そのためには、男女がともに将来にわたって健康に過ごせるよう、健康について正しい知識と理解を持ち主体的に健康づくりに取り組むことや、的確な保健・医療を受けることが必要です。

さらに、人生100年時代を見据え、健康寿命の伸長のために更年期前後からの健康支援が重要です。ライフステージに応じた各種健診・検診の受診を推進するとともに、健康に関する知識を提供し、生涯を通して健康な生活を送れるような支援が求められています。

具体的施策

No.	施策	事業の内容	担当課
1	若年層の特定健診・健康意識向上に対する啓発	特定健診年齢の引き下げやナッジ理論 ^{※9} などの活用により「意識せず」・「気が付いたら」・「自然に」といった健康づくり、アプリなどを活用した健康経営の推進により、若年層に対して早期からの健康増進への包括的な取組を進めます。	保健福祉課 税務住民課
2	各種健診、がん検診などの推進 重点	疾病の早期発見と健康増進を図るため、各種健診（特定健康診査・後期高齢者健康診査・フレッシュ健康診査など）を推進します。また、各種がん検診によるがんの早期発見、早期治療につなげます。	保健福祉課 税務住民課
3	不妊医療、周産期医療体制の充実	不妊医療、周産期医療体制の充実を県などの関係機関へ要請します。	保健福祉課

※9 ナッジ理論

ささやかな仕掛けによって人々の行動に影響を与えようとすることをいいます。

(2) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

DV防止

施策6、7、8、9

現状と課題

人権の尊重は、私たちの社会の基礎となるものであり、男女共同参画社会の実現には不可欠なものです。誰もが安心して生活ができ、多様性を尊重した生き方ができるよう、差別や偏見のない、個々の多様性が社会全体で尊重し合えるようなやさしいまちづくりが求められています。

また、高齢化が進む中で、介護が必要にならないような健康の維持増進を図り介護予防も含めた健康づくりができる環境の整備が求められます。高齢者が住み慣れた町で安心して自立した生活を送ることができる地域づくりを推進します。

DVやストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント^{※10}など、性に起因する人権侵害などの被害は、深刻な社会問題となっています。また、DVや児童虐待などのあらゆる暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。特に近年では子どもの前で暴力をふるったり、無視をするなどの心理的虐待の件数が増加傾向にあり、問題視されています。これらを克服することは男女共同参画社会を形成する上で重要な課題となっています。被害を防止し、暴力が深刻化する前に相談できる体制の強化に努めます。

※10 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

「性的嫌がらせ」や「相手側の意に反した性的な言動」のことをいいます。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場へのわいせつな写真の掲示など、様々なものがあります。特に、雇用の場においては、これにより就業環境を著しく悪化させることがあります。また、単に雇用関係にある者のみならず、高齢者施設や障害者施設などの施設における職員とその利用者の間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こります。

具体的施策

No.	施策	事業の内容	担当課
1	介護予防教室の充実	高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健康で生きがいを持って安心して生活できるように、介護予防に関する知識の普及・啓発と介護予防教室への参加の働きかけを行います。	保健福祉課
2	介護支援サービスの充実 重点	介護を要する世帯を応援するため、現行の介護に関する支援を充実させ、世帯のニーズに合ったきめ細かな取組の展開を図ります。	保健福祉課
3	ひとり親家庭への支援の充実	民生委員児童委員などと連携し、ひとり親家庭が抱えている問題などを軽減するため相談に応じます。また、母子家庭の母親の就労支援をするため、自立支援教育訓練給付金事業の活用を促進します。	保健福祉課
4	障害者への支援体制の充実・強化	障害者のライフスタイルに応じた継続的な支援に努めるとともに、ハローワークや関係機関と連携しながら、雇用への確保や職場への定着に向けた支援体制を構築します。	保健福祉課
5	公共施設などのバリアフリー化の推進	子どもや妊産婦、親子連れでも安心して利用できるよう、歩道の整備を計画的に進めるとともに、バリアフリー化がされていない公共施設に対し、整備の取組を推進します。	各施設管理課
6	人権相談の実施	人権に関する悩み相談に応じるため、人権擁護委員による定期的な人権相談の開催に取り組みます。	税務住民課
7	DV・児童虐待を許さない意識啓発 重点	ホームページやSNS、広報誌などを活用し、DVや児童虐待は重大な人権侵害であることや相談窓口について発信します。	保健福祉課 教育課
8	DV・児童虐待の相談体制強化	関係機関などと連携し、DVや児童虐待に関する相談や事案への的確な対応に努めます。	保健福祉課 教育課
9	民生委員児童委員、主任児童委員の相談体制強化	民生委員児童委員、主任児童委員へ気軽に相談できるよう、積極的な関わりを促進します。	保健福祉課

(3) 防災・復興における男女共同参画の推進

女性活躍推進
施策 1、3

現状と課題

災害は、自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）によりその被害の大きさが決まると考えられています。性別、年齢、障害の有無など様々な社会的状況によって影響は異なるため、被害を小さくするためには、男女共同参画の視点から社会要因による災害時の困難を最小限にすることが重要です。女性や高齢者、障害者の視点を取り入れた防災備蓄品を充実させるとともに、防災分野への女性の参画を図ることで、命を守る体制の強化が必要です。

また、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす消防団において、近年の社会経済や災害実態の変化に伴い、女性の視点を生かした活躍が求められています。

防災・復興の分野において、女性が重要な役割を果たしていることを認識するとともに、男女の人権を尊重して安心・安全を確保するため、防災・復興分野における男女共同参画の推進が必要です。

具体的施策

No.	施策	事業の内容	担当課
1	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知・啓発 重点	国が定めた「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知・啓発を図り、防災・復興分野における男女共同参画を推進します。	総務企画課
2	女性や子育て世代などに配慮した物資の備蓄推進	災害に備えて女性や子育て世代、高齢者、障害者に配慮した生活用品や防災用品の備蓄品を様々な視点を取り入れ充実させます。	総務企画課
3	町消防団への若者・女性の参画促進	町の消防活動の活性化のため、若者や女性の入団、女性の活躍の促進に努めます。	総務企画課

第4章 計画の推進体制

1. 計画推進のための役割

計画推進のための役割を明確にし、それぞれの立場で男女共同参画社会の実現に向け推進していきます。

(1) 町民の役割

家庭や仕事、あらゆる場面において男女共同参画の意識を持ち、男女が責任ある行動をします。家事・育児・介護など協力し、基本的人権の侵害となる暴力根絶に取り組み、互いを尊重しながら自分らしい生き方ができる社会を目指します。

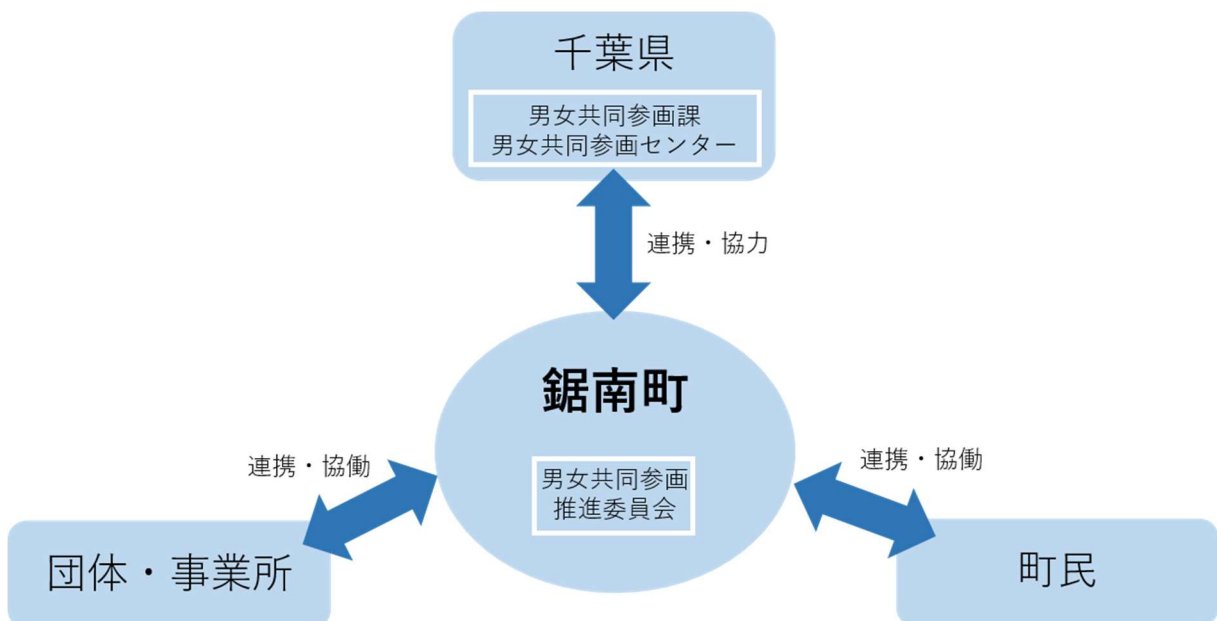
(2) 各団体・事業所などの役割

女性を積極的に各団体の委員に登用することや、事業所などでは男女雇用機会均等法など、労働に関する法律を守られることにより、女性も男性も育児・介護休暇が取得しやすい環境を作ります。また、ワーク・ライフ・バランスの推進に努め、家庭生活・職業生活・社会生活との調和を図ります。

(3) 町の役割

町職員一人ひとりが、男女共同参画の重要性を認識し、意識向上を図ります。町民や事業所などに意識啓発の情報を提供し、担当部局と関連部局が連携し、全庁的に施策の充実に努めます。

また、様々な支援事業を展開するとともに、育児・介護休暇の取得など率先して男女共同参画を推進します。



2. 計画の進行管理

男女共同参画に関する施策は広範多岐にわたるため、総合的視点で連携を図る必要があります。本計画を総合的かつ効果的に推進するため、町民や各団体・事業所などとの連携を図るとともに、家庭や地域における男女共同参画社会の啓発活動を推進し、共同体制の構築を図ります。

また、この計画の基本理念の実現を目指し、鋸南町男女共同参画推進委員会とともにPDCAサイクル^{※11}に基づく進行管理及び検証を行い、町民へ結果を公表します。

※11 PDCAサイクル

計画の策定（Plan）、計画的な実施（Do）、進捗の評価（Check）、見直し・改善（Action）の頭文字からとった単語で、品質管理や業務管理における継続的な改善方法のことをいいます。

第5章 関連資料

●策定経過

年月日	実施内容
10月13日	第1回鋸南町男女共同参画推進計画策定委員会 ・男女共同参画について ・男女共同参画推進計画の策定について ・計画骨子案について
12月22日	第2回鋸南町男女共同参画推進計画策定委員会 ・計画骨子修正案について ・計画素案について
令和4年 1月13日 ～2月10日	パブリックコメントの実施
3月16日	第3回鋸南町男女共同参画推進計画策定委員会 ・計画案について ・千葉県男女共同参画地域推進員の活動事業について
3月18日	鋸南町男女共同参画推進計画の策定

●鋸南町男女共同参画推進委員会設置要綱

令和3年9月21日鋸南町告示第73号

改正

令和4年2月17日鋸南町告示第11号

鋸南町男女共同参画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 鋸南町における男女共同参画社会の形成に向けて、総合的に施策の推進を図るため、鋸南町男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、男女共同参画推進計画の策定及び推進について協議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表
- (3) その他町長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 委員会の委員は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(委員)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じ関係職員及び学識経験者等から意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務企画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年2月17日鋸南町告示第11号）

この告示は、公示の日から施行する。

●鋸南町男女共同参画推進委員会委員名簿

No.	氏名	所属等
1	池田 順子	人権擁護委員
2	岡村 妙子	民生委員児童委員
3	紀野 誠	農業委員会会長職務代理
4	青木 剣菁	商工会女性部長
5	福原 忠	PTA 連絡協議会長
6	米山 美子	ボランティア連絡協議会
7	渡 ひとみ	千葉県男女共同参画地域推進員
8	轟 洋子	千葉県男女共同参画課長
9	平野 幸男	鋸南町総務企画課長
10	寺本 幸弘	鋸南町保健福祉課長

●関連法令

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決

定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に

関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）

を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取

扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対

し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(平成11年6月23日法律第78号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附則(平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣府の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に

満了する。

一から十まで略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

(令和元年6月5日法律第24号による改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職する

ことが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」とい

う。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合

について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍

の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。

二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律

に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条

の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者へ

の周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は

変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立

に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が

優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

- 第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

- 第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

- 第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

- 第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

- 第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

- 第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

- 第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれ

に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわら

ず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則〔平成29年3月31日法律第14号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

四 〔前略〕附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

五 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則〔令和元年6月5日法律第24号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第六条の規定 公布の日

二 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年法律第31号)
(令和元年法律第46号による改正)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの

暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務

を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

- 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

- 第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道府県警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の

規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいづれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号

の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄

する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内

容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会えることができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

- 第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と

共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書 の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

- 第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの

規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であったもの	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第2号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて運用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措

置が講ぜられるものとする。

附則〔平成16年法律第64号〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成19年法律第103号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正

前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成25年法律第72号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附則〔平成26年法律第28号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定
平成26年10月1日

附則〔令和元年法律第46号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定公布の日

二 第2条(次号に掲げる規定を除く。)の規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和4年4月1日

三 第2条中児童福祉法第12条の改正規定(同条第4項及び第6項に係る部分並びに同条第1項の次に1項を加える部分に限る。)及び同法第12条の5の改正規定 令和5年4月1日

●男女共同参画政策に関する国内外の動き

西暦	年号	千葉県の動き	国内の動き	世界の動き
1975	昭和 50		・総理府に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題企画推進本部会議」「婦人問題担当室」設置	・国際婦人年世界会議開催(世界行動計画採択)
1976	51			
1977	52	・千葉県婦人問題行政連絡協議会設置	・国内行動計画策定 ・国内行動計画前期重点目標発表 ・国立婦人教育会館オープン	
1978	53	・「青少年課」を「青少年婦人課」に改組し婦人班を設置		
1979	54	・各支庁に婦人問題担当窓口を設置		・第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択
1980	55	・婦人広報誌「ちばの婦人」創刊	・「女子差別撤廃条約」署名	・国連婦人の10年中間年世界会議開催
1981	56	・千葉県婦人施策推進総合計画策定 ・千葉県青少年婦人会館開設	・国内行動計画後期重点目標発表	・「女子差別撤廃条約」発効
1982	57	・婦人問題推進のつどい開催		
1983	58	・女性管理能力養成講座開設		
1984	59		・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布	
1985	60	・「婦人問題に関する意識調査」実施 ・千葉県婦人問題懇話会設置	・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准 ・同条約発効	・国連婦人の10年最終年世界会議開催(「ナイロビ将来戦略」を採択)
1986	61	・婦人フォーラム県大会開催 ・千葉県婦人計画策定 ・婦人の海外派遣(婦人のつばさ)実施	・「婦人問題企画推進本部」拡充 ・「男女雇用機会均等法」施行	
1987	62		・新国内行動計画策定	
1988	63	・国際婦人フォーラム開催		

西暦	年号	千葉県の動き	国内の動き	世界の動き
1989	平成 元	・「婦人問題に関する意識調査」実施	・学習指導要領の改訂（高等学校家庭科の男女必修等）	
1990	2			・国連婦人の地位委員会 「ナイロビ将来戦略」 勧告案採択
1991	3	・さわやかちば女性プラン策定	・新国内行動計画第1次改定 ・「育児休業法」成立（4年4月施行）	
1992	4	・「青少年婦人課婦人政策室」を「青少年女性課女性政策室」と変更		
1993	5	・千葉県女性白書「ちば女性のすがた」発刊 ・「男女共同参加型社会に向けての県民意識調査」実施		・国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択
1994	6		・総理府に男女共同参画審議会設置	
1995	7	・第4回世界女性会議（NGOフォーラム）派遣事業実施	・育児休業法の改正（介護休業制度の法制化）	・第4回世界女性会議 「北京宣言及び行動綱領」採択
1996	8	・ちば新時代女性プラン策定 ・千葉県女性センター開設	・男女共同参画ビジョン答申 ・男女共同参画2000年プラン策定	
1997	9		・「男女共同参画審議会設置法」公布（9年4月施行）	
1998	10	・「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施		
1999	11		・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布、施行	
2000	12	・「青少年女性課女性政策室」から「男女共同参画課」に改組	・男女共同参画基本計画策定	・女性2000年会議開催

西暦	年号	千葉県の動き	国内の動き	世界の動き
2001	13	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県男女共同参画計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 「男女共同参画会議」設置 「仕事と子育て両立支援策の方針」決定・施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 	
2002	14	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県女性サポートセンター開設 		
2004	16	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 	
2005	17		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画基本計画（第2次）策定 	<ul style="list-style-type: none"> 第49回国連婦人の地位向上委員会/「北京+10」開催
2006	18	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県DV防止・被害者支援基本計画策定 ちば県民共生センター・同東葛飾センター開設（2012年4月東葛飾センターを本館に統合するとともに千葉県男女共同参画センターに名称変更） 千葉県男女共同参画計画（第2次）策定 	<ul style="list-style-type: none"> 6月 「男女雇用機会均等法」改正（19年4月施行） 	
2007	19	<ul style="list-style-type: none"> 「千葉県男女共同参画推進連携会議」発足（第1回全体会を開催） 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和（WLB）憲章」及び行動指針策定 	
2008	20		<ul style="list-style-type: none"> 仕事と生活の調和推進室設置 女性の参画加速プログラム決定 	

西暦	年号	千葉県の動き	国内の動き	世界の動き
2009	21	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第2次）策定 ・「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施 ・千葉県女性サポートセンター改築 		
2010	22		<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和（WLB）憲章」及び行動指針改正 ・第3次男女共同参画基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第54 回国連婦人の地位向上委員会/「北京+15」開催
2011	23	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次千葉県男女共同参画計画策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・UN Women 正式発足
2012	24	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第3次）策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第56 回国連婦人の地位向上委員会
2013	25		<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる。 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正（26年1月施行） 	
2014	26	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再興戦略」改訂2014に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第58 回国連婦人の地位向上委員会
2015	27		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布（28年4月全面施行） ・第4次男女共同参画基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第59 回国連婦人の地位委員会/ 国連「北京+20」開催 ・国連サミット開催「持続可能な開発のための2030 アジェンダ（SDGs）採択

西暦	年号	千葉県の動き	国内の動き	世界の動き
2016	28	<ul style="list-style-type: none"> 第4次千葉県男女共同参画計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 改正「育児・介護休業法」「男女雇用機会均等法・雇用保険法」改正（29年1月施行） 「女性活躍促進のための重点方針2016」策定 SDGs推進本部「SDGs実施指針」決定 	
2017	29	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第4次）策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性活躍促進のための重点方針2017」策定 刑法改正（7月施行） 	
2018	30	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画センターが千葉県都町合同庁舎へ移転 	<ul style="list-style-type: none"> 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 「女性活躍促進のための重点方針2018」策定 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布（2019年～順次施行） 	
2019	31 令和 元	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性活躍促進のための重点方針2019」策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」改正・施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正（2年4月施行） SDGs推進本部「SDGs実施指針」改訂 	<ul style="list-style-type: none"> G20 大阪開催「大阪首脳宣言」採択

西暦	年号	千葉県の動き	国内の動き	世界の動き
2020	2		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍促進のための重点方針2020」策定 ・第5次男女共同参画基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第64回国連婦人の地位委員会/国連「北京+25」開催
2021	3	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次千葉県男女共同参画計画策定 		